

平成 18 年度環境・生態系保全活動支援調査委託事業

# 沿岸域の環境・生態系保全活動の進め方 (暫定指針)

平成 19 年 3 月

株式会社 水土舎



# 目 次

はじめに	1
<b>第1章 なぜ保全活動が必要なのか</b>	
1. 保全活動の対象資源	2
(1) 藻場	3
(2) 干潟	5
(3) サンゴ礁	6
2. 対象資源が有する公益的機能	7
(1) 藻場	7
(2) 干潟	9
(3) サンゴ礁	10
3. 対象資源と漁業の関係	12
(1) わが国の沿岸域管理の特性	12
(2) 対象資源の漁業利用	13
(3) 沿岸域は里海	17
(4) 水産基本法の制定と多面的機能	18
4. 対象資源の衰退	19
(1) 藻場	19
(2) 干潟	20
(3) サンゴ礁	21
5. 管理の担い手の変化	22
(1) 漁業就業者の減少と高齢化の進行	22
(2) 漁村の混住化の進行	25
(3) 新たな支援手法の導入の必要性	26
<b>第2章 保全活動の現状</b>	
1. 全国の実施状況	27
2. 保全活動の具体的な内容	29
(1) 藻場	29
(2) 干潟	30
(3) サンゴ礁	31
3. 保全活動の実施主体と参加者数	32
(1) 活動組織	32
(2) 非漁業者の参加	33
(3) 保全活動の参加者数	35
4. 活動の地理的範囲	36
<b>第3章 藻場の保全活動の進め方</b>	
1. 保全活動の基本的な考え方	37
2. 漁業者の保全意識を向上させる活動	38
(1) 藻場保全のための研修会の開催	38
(2) 有識者との学習会	38
(3) 全国事例の視察、交流	39

3. 現状を把握する活動	40
(1) 藻場の現状把握	40
(2) 磯焼け状態のモニタリング	41
(3) 漁場の監視	41
4. 海藻（草）の生産力向上	42
(1) 施肥	42
(2) 磯掃除	43
(3) 母藻供給	44
(4) 種苗供給	46
(5) アマモ場の再生	50
5. 食害動物の食圧の除去・削減	53
(1) ウニ移殖	53
(2) ウニ駆除	55
(3) 食害動物の防除	57
(4) 植食性魚類の駆除	60
(5) 食圧吸収のための餌料供給	62
6. 藻場の普及啓発活動	63
(1) 活動の広報	63
(2) 環境・体験学習の実施	63
(3) 地域や一般市民との連携	64

#### 第4章 干潟の保全活動の進め方

1. 保全活動の基本的な考え方	65
2. 漁業者の保全意識を向上させる活動	66
(1) 干潟保全のための研修会の開催	66
(2) 有識者との学習会の開催	66
(3) 全国事例の視察、交流	67
3. 現状把握とモニタリング	68
(1) 干潟の変化の観察	68
(2) 資源調査	68
(3) 漁場監視	69
4. 干潟の場の保全	71
(1) 客土	71
(2) 砂の移動防止	73
(3) 海底耕耘	74
(4) 死殻回収	75
(5) 漂着ゴミの回収	77
(6) 被覆生物の除去	78
5. 干潟生息生物の保全	79
(1) 移殖放流	79
(2) 稚貝の沈着促進	81
(3) 稚貝の分散移動	82
(4) 害敵生物の駆除	83
(5) 資源管理	85
6. 干潟の普及啓発活動	86

(1) 活動の広報	86
(2) 環境・体験学習の実施	87
(3) 地域や一般市民との連携	87

## 第5章 サンゴ礁の保全活動の進め方

1. 保全活動の基本的な考え方	88
2. 漁業者の保全意識向上活動	89
(1) サンゴ礁保全のための研修会の開催	89
(2) 有識者との学習会の開催	89
(3) 全国事例の視察、交流	90
3. サンゴ礁の現状把握とモニタリング	91
(1) リーフチェック	91
(2) 赤土の流入監視	92
4. サンゴ礁の保全活動	93
(1) オニヒトデの駆除	93
(2) サンゴの移殖	95
(3) 関連する環境保全活動	96
5. サンゴ礁の普及啓発活動	97
(1) 活動の広報	97
(2) 環境・体験学習の実施	97
(3) 地域や一般市民との連携	98

## 第6章 さあ、活動を始めよう

1. 活動組織のつくり方	99
(1) 対象海域と構成単位	99
(2) 構成員	99
(3) 活動組織のイメージ	99
(4) 規約づくり	100
2. 活動の内容	103
(1) 基本的考え方	103
(2) 藻場保全のための活動項目	105
(3) 干潟保全のための活動項目	106
(4) サンゴ礁保全のための活動項目	107
3. 活動計画の立案	108
(1) 活動目標の明確化	108
(2) 藻場の保全活動計画の事例	109
(3) 干潟の保全活動計画の事例	111
4. 活動予算の策定	113
(1) 活動費用の現状	113
(2) 費用の考え方	115
(3) 予算案の作成と執行管理	115
5. 活動記録の保存	116
6. 効果の測定	117



はじめに

漁業は、国民に豊かな水産物を安定的に供給する役割を担ってきました。一方、漁業活動は、こうした漁業本来の役割に加えて多面にわたる機能を果たしています。このことは平成9年度に制定された「水産基本法」に明記されました。この多面的機能の一つに沿岸域の環境・生態系保全の機能があります。

この機能を発揮するために全国でどのような活動が行われているかをアンケート調査や現地調査によって明らかにしてきましたが、平成18年度は全国30ヶ所を事例調査地区に選び、藻場、干潟、サンゴ礁の保全活動に取り組んでいる内容を調査しました。また、全国5地区をモデル地区として保全活動を試行しました。

この暫定指針は、これまでの事例調査やモデル的な試行を踏まえて、平成19、20年度に予定されている環境・生態系保全活動支援調査・実証事業を実施するにあたっての活動の手引きとする目的で作成したものです。

第1章は保全活動の対象資源である藻場、干潟、サンゴ礁の現状と公益的機能を紹介し、今なぜこれらの環境・生態系を保存する必要があるのかを示しています。第2章では全国各地で取り組まれている保全活動の内容を紹介いたしました。第3～5章は、藻場、干潟、サンゴ礁における保全活動の具体的内容を紹介しています。第6章では実際に活動するにあたっての手順を解説しました。

なお、この指針は平成19年度から実施する実証事業の結果を踏まえて、より充実したものに改訂していく予定です。

平成19年3月23日